

集客系移動水族館専用車運行要項

1 趣 旨

公益財団法人ふくしま海洋科学館（以下「財団」という。）は、この要項に基づき、主催者及び主催者代理（以下「主催者」という。）の招致により移動水族館専用車（以下「専用車」という。）を運行し、主催者の指定場所にて展示開催する。

2 目 的

移動水族館は、財団が運営するふくしま海洋科学館の観光誘致、及び開催地での地域交流の場に資することを目的とする。

3 主催者の選定

移動水族館を招致できる主催者の選定については、財団理事長がイベント概要から目的を達成できると判断し認めた場合に限る。

4 展示開催期間及び時間等

- (1) 展示開催期間は1日ないし、連続した2日間とする。
- (2) 展示開催時間は、原則10時00分から17時00分までとする。ただし、財団理事長が特に認めた場合は、変更することができる。
- (3) 展示開催期間に専用車の移動時間は含まない。
- (4) GW、7月の祝日(海の日)と前後日、8月、クリスマス期間、年末年始の展示開催は行わない。

5 展示開催場所の条件

下記の条件を満たす場合に限り移動水族館を展示開催する。

- (1) 専用車の設置場所として、概ね9m×13mの平坦で高さ4m以上の場所であること。また、設置する床が車両総重量14トンに耐えられる場所であること。
- (2) 水槽水交換・備品洗浄等に水道水が確保できること。
- (3) 循環ポンプ等での水槽内環境維持の為、15A-100Vの電源1回路が確保できること。
- (4) 宿泊を伴う場合は、夜間においても専用車の駐車場所及び前記(3)の電源が確保できること。

6 申請及び諾否

- (1) 財団に移動水族館を招致しようとする主催者は、展示開催日の1ヵ月前までに移動水族館申請書（第1号様式）を財団理事長に提出する。
- (2) 財団理事長は、移動水族館申請書を受理後、申請書の内容を検討し諾否を決定する。

- (3) 移動水族館を実施する場合には、文書(第2号様式)で通知し、財団と主催者で移動水族館に関する覚書を締結する。
- (4) 移動水族館を実施しない場合には、文書(第3号様式)で通知する。

7 職員の派遣

財団は、移動水族館の展示開催に必要な職員を派遣するものとする。

なお、職員の派遣者数はイベントの規模、内容等により、主催者と協議の上、決定する。

8 経費負担

- (1) 申請者は、移動水族館に必要な次の経費を負担するものとし、その額及び請求方法は別表のとおりとする。(※別表 参照)
 - ①開催基本料(1日目)
 - ②開催基本料(2日目)
 - ③日当
 - ④宿泊代
 - ⑤燃料代
 - ⑥駐車料金(専用車を有料駐車場に駐車する場合)
 - ⑦有料道路通行料金
 - ⑧その他(上記以外に係る費用)
- (2) 専用車の運行時間は、原則7時00分から20時00分までとし、出発及び到着が7時00分より前、若しくは20時00分以降になる場合には、主催者は、開催日の前日泊又は後日泊に要する日当と宿泊代を負担する。

9 特別措置

- (1) 開催基本料(1日目)及び開催基本料(2日目)については、下記の条件を満たす場合、その条件に則した特別措置を適用する。
 - ①財団理事長が地域交流・観光誘致に資すると認めた場合は、半額減免とする。
 - ②財団理事長がふくしま海洋科学館の集客効果・PR効果があると特に認めた場合は、全額免除とする。
 - ③博物館・水族館等連携事業の共同参画の場合は、主催者が計上できる金額を上限とする。
- (2) 実費(日当、宿泊代、燃料代、有料道路通行料金、その他)については、下記の条件を満たす場合、その条件に則した特別措置を適用する。
 - ①財団理事長がふくしま海洋科学館当の集客効果・PR効果があると特に認めた場合は、全額免除とする。
 - ②博物館・水族館等連携事業への参加の場合は、主催者が計上できる金額を上限とする。

10 展示開催完了

- (1) 展示開催終了後、財団は実費分の金額が確定次第、見積書・請求書・業務完了報告書を主催者に送付する。
- (2) 主催者は、請求書に基づいた展示開催費用を支払うこととする。
- (3) 主催者は、主催者と支払担当者が異なる場合には、下記の必要書類を事前に財団へ提出することとする。
 - ①主催者と支払担当者との関係を明確に表記した書類
 - ②支払担当者の請求先情報を明確に表記した書類

11 反社会勢力の排除

次の各号の事項は、移動水族館を承諾する上で絶対条件とする。

- (1) 主催者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 移動水族館の展示開催が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものではないこと。

12 その他

この要項に定めのない事項については、主催者と協議の上、財団理事長が決定する。

13 申請書の送付・問い合わせ先

〒971-8101 いわき市小名浜字辰巳町50

公益財団法人ふくしま海洋科学館 移動水族館担当者

電話0246-73-2532 FAX0246-73-2526

E-mail : www.aquamarine.or.jp

附則

この要項は、平成16年4月1日より施行する。

この要項は、平成20年4月1日より施行する。

この要項は、平成21年4月1日より施行する。

この要項は、平成25年4月1日より施行する。

この要項は、平成30年4月1日より施行する。

この要項は、平成31年4月1日より施行する。

別表

名 称	内 容	金 額	請求方法
①開催基本料(1日目)	生物・展示開催管理費	300,000 円/日	展示開催後、実費が確定次第、請求を行う。 (※実費分の領収書を添付)
②開催基本料(2日目)	2日間展示開催の場合の生物・展示開催管理費	100,000 円/日	
③日当	派遣職員1人当たりの1日の手当	県外：2,600 円/人 県内： 650 円/人	
④宿泊代	1泊1名分の宿泊代	11,800 円/人	
⑤燃料代	専用車運行に係る燃料代	実費	
⑥駐車料金	専用車の駐車料金(必要な場合)	実費	
⑦有料道路通行料金	当館の最寄り IC (いわき勿来 IC、またはいわき湯本 IC) から展示開催場所付近の IC までの有料道路通行料金 (往復分)	実費	
⑧その他	上記以外に係る費用	実費	